

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、明らかに当該求職者の責による解雇もしくは契約解除、または当該求職者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、受領した紹介手数料の一部を以下の要領で返還するものとする。

- ・入社日から起算して1ヶ月未満：紹介手数料の50%相当額
- ・入社日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満：紹介手数料の30%相当額
- ・入社日から起算して3ヶ月以上6ヶ月未満：紹介手数料の10%相当額

但し、上記に定める事由以外の事由に基づき、求職者が退職、解雇または契約解除されるに至った場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※返戻金制度は個別に締結する人材紹介契約書により別の定めをする場合があります。